

# Momentous Ruling

優先すべきは人種差別是正か、公平性の確保か

## 「アファーマティブ・アクションは違憲」 米最高裁、大学入試優遇制度を巡り判断

6月29日、米国最高裁判所は、ハーバード大学とノースカロライナ大学で行われてきた、入学選考における黒人やヒスパニックなどの一部有色人種を優遇する積極的差別是正措置、いわゆる「アファーマティブ・アクション」を違憲とする判決を下した。最高裁が1978年の判決でこの優遇措置を認めて以来、実に45年ぶりとなる方向転換だ。最高裁の各判事の意見はどのようなものだったのか、そして識者はこれをどう見ているのか。

※ 今回は、アンダーソン・クーパーに代わり、ジョン・バーマンが司会を務めています。

ENGLISH EXPRESS Oct. 2023 アンダーソン・クーパー360° | 113

#### 番組ホスト

#### ジョン・バーマン

ABCニュースを経て、CNN入局。「ニューディ」をはじめ、これまで多くのCNNの番組でアンカーを務めてきた。今回はアンダーソン・クーパーの代わりに番組ホストを務めた。過去の大統領選挙やイラク戦争、自然災害などの取材経験が豊富。ハーバード大学卒。1972年生まれ。



#### ジョーン・ビスキューピック

CNNの米最高裁担当上級アナリスト。25年にわたって最高裁および司法について取材を行ってきたペテランジャーナリスト。ワシントン・ポスト紙とUSAトゥデイ紙の法務特派員を務めたのち、ロイターの法務担当編集集を務めた経歴をもつ。カリフォルニア大学アーバイン校ロースクールの客員教授を1年間務めたあと、CNNに入局。



\*お聞き苦しい箇所がありますが、放送時のものです。ご了承ください。

## (66) 大学入学で人種を考慮した優遇措置が違憲に

John Berman John Berman here, in for Anderson. First, the Supreme Court's history-making decision today dismantling a pillar of affirmative action, specifically, college admissions. In it, the court ruled by a 6-to-3 margin that raceconscious policies at Harvard and the University of North Carolina violate the 14th Amendment. In his majority opinion, the chief justice writes that [because] the programs, quote, "unavoidably employ race in a negative manner, involve racial stereotyping, and lack meaningful end points, those admissions programs cannot be reconciled with the guarantees of the Equal Protection Clause."

Justices Gorsuch and Kavanaugh and Thomas wrote separate concurrences. Justice Sotomayor wrote a blistering dissent, and Justice Ketanji Brown Jackson, who recused herself from the Harvard case because of ties to the school, wrote dismantle:

(制度などを)廃止する、取り除く

### pillar:

大黒柱、支柱、要 affirmative action:

アファーマティブ・アクション、積極的差別是正措置 ▶p.119解説参照。

college admission: 大学入学

race-conscious:

人種を意識した

the 14th Amendment:

(合衆国憲法) 修正第14条 ▶法の下の平等な保護を定 め、市民権を保証する法律。 majority opinion:

(最高裁などの)多数派見解書

chief justice: (米最高裁) 長官

unavoidably:

不可避的に

employ:

~を利用する、使用する end point:

. 終点、最終目的

reconcile A with B:

AをBと一致させる、両立さ

the Equal Protection

Clause: (修正第14条の)平等保護条項

concurrence:

同調意見、同意

blistering:

〈言葉・批判などが〉 辛辣 (しんらつ)な、痛烈な

dissent:

反対意見

recuse A from B: (利害関係の衝突などを避

けるために) A (裁判官など) をB (担当など) から忌避する、除斥する

**ジョン・バーマン** アンダーソンに代 わり、今日は私、ジョン・バーマンが お伝えします。まず、今日の最高裁 の歴史的な判決について取り上げ ます。アファーマティブ・アクション の根幹の1つ、大学入学における人 種を考慮した優遇措置を廃止する、 とした判決が下されました。最高裁 は6対3の票差で、ハーバード大学 とノースカロライナ大学における人 種を考慮した入学制度は、憲法修 正第14条に違反する、との判決を 下しました。多数派の意見書とし て、最高裁長官は、こうした措置は 「不可避的に人種を否定的に扱う もので、人種的固定観念を含み、意 義ある最終目標を欠いているため、 こうした入学制度は(憲法修正第 14条で定められた) 平等保護条項 に違反している と記しています。

ゴーサッチ判事、カバノー判事、トーマス判事がそれぞれ同調意見を書きました。ソトマイヨール判事は厳しい反対意見を書き、ハーバード大学と関係があるために同大学の件を忌避したケタンジ・ブラウン・ジャクソン判事は、ノースカロ